

新旧対照表（1月13日施行）

○長野県環境影響評価技術指針

改正案	現 行
<p>第1 趣旨</p> <p>1 この長野県環境影響評価技術指針（以下「技術指針」という。）は、長野県環境影響評価条例（平成10年長野県条例第12号）第4条第1項の規定により、既に得られている科学的知見に基づき、対象事業に係る環境影響評価が適切に行われるために必要な技術的な事項を定めるものとする。</p> <p>2 この技術指針は、対象事業に共通するものとして定めるものであり、この技術指針に定めるところにより環境影響評価その他の手続（以下「環境影響評価等」という。）を行うに当たっては、対象事業の内容（以下「事業特性」という。）並びに対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況（<u>過去の状況の推移及び将来の状況を含む</u>。以下「地域特性」という。）を勘案して、必要に応じてこの技術指針に記載のない事項についても考慮するものとする。</p> <p>3 この技術指針は、今後の事例の積重ね又は科学的知見の進展等に応じて、必要な改訂を行うものとする。</p> <p>第2 環境影響評価等実施の基本方針</p> <p>1 対象事業の計画（以下「事業計画」という。）の策定に当たっては、長野県環境基本条例（平成8年長野県条例第13号）及び長野県環境基本計画に十分に配慮するものとする。</p> <p>2 環境影響評価等を行うに当たっては、<u>各段階において、対象事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減することその他の環境の保全についての配慮を適切に行い、その結果を事業計画に反映させるものとする。</u></p> <p>第3 環境影響評価等の対象とする環境要素</p> <p>環境影響評価等の対象とする環境要素は、別表第1に掲げるとおりとする。 なお、事業特性及び地域特性を勘案して、必要に応じて環境要素を追加又は削除するものとする。</p> <p>第4 環境影響評価等の実施手順</p> <p>環境影響評価等は、原則として次の手順により実施する。</p> <p>1 方法書の作成について</p>	<p>第1 趣旨</p> <p>1 この長野県環境影響評価技術指針（以下「技術指針」という。）は、長野県環境影響評価条例（平成10年長野県条例第12号）第4条第1項の規定により、既に得られている科学的知見に基づき、対象事業に係る環境影響評価が適切に行われるために必要な技術的な事項を定めるものとする。</p> <p>2 この技術指針は、対象事業に共通するものとして定めるものであり、この技術指針に定めるところにより環境影響評価その他の手続（以下「環境影響評価等」という。）を行うに当たっては、対象事業の内容（以下「事業特性」という。）並びに対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況（以下「地域特性」という。）を勘案して、必要に応じてこの技術指針に記載のない事項についても考慮するものとする。</p> <p>3 この技術指針は、今後の事例の積重ね又は科学的知見の進展等に応じて、必要な改訂を行うものとする。</p> <p>第2 環境影響評価等実施の基本方針</p> <p>1 対象事業の計画（以下「事業計画」という。）の策定に当たっては、長野県環境基本条例（平成8年長野県条例第13号）及び長野県環境基本計画に十分に配慮するものとする。</p> <p>2 環境影響評価等を行うに当たっては、<u>別紙に従い検討するものとする。</u></p> <p>第3 環境影響評価等の対象とする環境要素</p> <p>環境影響評価等の対象とする環境要素は、別表第1に掲げるとおりとする。 なお、事業特性及び地域特性を勘案して、必要に応じて環境要素を追加又は削除するものとする。</p> <p>第4 環境影響評価等の実施手順</p> <p>環境影響評価等は、原則として次の手順により実施する。</p> <p>1 方法書の作成について</p>

改正案	現行
<p>(1) 事業計画の概要の策定 第2の環境影響評価等実施の基本方針にそって事業計画の概要を策定する。 なお、策定に至るまでの過程における環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容について明らかにできるよう整理する。</p> <p>(2) 予備調査 <u>環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定することを目的として、地域特性を把握するため、予備調査を行う。</u> 予備調査は、別表第2に掲げる項目について、入手可能な最新の文献その他の資料(以下「既存文献等」という。)により把握し、又は必要に応じて関係地方自治体、専門家その他の当該項目に関する知見を有する者から聴取(以下「聞き取り」という。)し、若しくは現地の状況を確認することにより把握する。 予備調査の結果に応じて、<u>環境の保全の観点から事業計画の概要を見直す。</u></p> <p>(3) 影響要因及び環境要素の抽出 事業計画の概要及び予備調査の結果に基づき、環境に影響を及ぼすおそれがある要因(以下「影響要因」という。)と環境要素を抽出する。</p> <p>(4) 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の予備選定 第5の例により環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定を行う。</p> <p>2 準備書の作成について</p> <p>(1) 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定 方法書についての知事の意見を勘案するとともに、方法書についての<u>住民意見に配意して環境影響評価の項目の選定を行い、選定した当該項目(以下「選定項目」という。)</u>ごとに調査、予測及び評価の手法の選定を行う。</p> <p>(2) 調査 対象事業実施区域及びその周辺区域の<u>選定項目に係る環境</u>を把握し、予測及び評価に必要な情報を得るため調査を行う。</p> <p>(3) 予測及び評価の手法の再検討 調査の結果、予測及び評価の手法の選定に係る新たな事情が明らかになった場合にあつては、必要に応じてその手法の見直しを行う。</p> <p>(4) 予測</p>	<p>(1) 事業計画の概要の策定 第2の環境影響評価等実施の基本方針にそって事業計画の概要を策定する。 なお、策定に至るまでの過程における環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容について明らかにできるよう整理する。</p> <p>(2) 予備調査 <u>対象事業実施区域及びその周囲の概況(過去の状況の推移及び将来の状況を含む。)</u>を把握するため、予備調査を行う。 予備調査は、別表第2に掲げる項目について、入手可能な最新の文献その他の資料(以下「既存文献等」という。)により把握し、又は必要に応じて関係地方自治体、専門家その他の当該項目に関する知見を有する者から聴取(以下「聞き取り」という。)し、若しくは現地の状況を確認することにより把握する。 予備調査の結果、<u>必要</u>に応じて環境の保全の観点から事業計画の概要を見直す。</p> <p>(3) 影響要因及び環境要素の抽出 事業計画の概要に基づき、環境に影響を及ぼすおそれがある要因(以下「影響要因」という。)と環境要素を抽出する。</p> <p>(4) 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の予備選定 第5の例により環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定を行う。</p> <p>2 準備書の作成について</p> <p>(1) 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定 方法書についての知事の意見を勘案するとともに、方法書についての意見書に配意して環境影響評価の項目の選定を行い、<u>当該項目に係る調査、予測及び評価の手法の選定</u>を行う。</p> <p>(2) 調査 対象事業実施区域及びその周辺区域の環境を把握し、予測及び評価に必要な情報を得るため調査を行う。</p> <p>(3) 予測及び評価の手法の再検討 調査の結果、予測及び評価の手法の選定に係る新たな事情が明らかになった場合にあつては、必要に応じてその手法の見直しを行う。</p> <p>(4) 予測</p>

改正案	現行
<p>選定項目に係る環境影響の内容及び程度を把握し、環境の保全のための措置（以下「<u>環境保全措置</u>」という。）の検討に必要な情報を得るため予測を行う。</p> <p>(5) <u>環境保全措置</u>の検討 予測の結果に基づき、<u>選定項目に係る環境保全措置</u>を検討する。 なお、検討の結果、必要に応じて事業計画の見直し並びに見直した事業計画に係る調査及び予測を行う。</p> <p>(6) 評価 調査、予測及び<u>環境保全措置</u>の検討の結果に基づき、環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討することにより評価を行う。 なお、必要に応じて<u>環境保全措置</u>を再検討する。</p> <p>(7) 総合評価 それぞれの<u>選定項目</u>について、評価結果の相互の関係を検討することにより総合評価を行う。</p> <p>なお、評価結果の相互の關係に不整合が生ずる場合にあっては、必要に応じて<u>環境保全措置</u>を再検討する。</p> <p>(8) 事後調査計画 調査、予測及び評価の結果並びに<u>環境保全措置</u>の効果を検証するため、調査、予測、<u>環境保全措置</u>の検討及び評価の結果に基づき、<u>それらの不確実性の程度等を検討することにより、事後調査の計画</u>（以下「事後調査計画」という。）を策定する。 なお、事後調査計画は、事後調査の項目、<u>手法</u>、地域、地点及び期間、時期又は時間帯（以下「<u>期間等</u>」という。）を<u>選定</u>するとともに、<u>事後調査報告書の作成の時期についても定める</u>。</p> <p>3 評価書の作成について 準備書についての知事の意見を勘案するとともに、準備書についての<u>住民意見に配慮して準備書に記載された次に掲げる事項について再検討し、事業計画を確定する</u>。</p> <p>(1) 対象事業実施区域及びその周囲の概況 (2) 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法 (3) 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果</p>	<p>環境影響の内容及び程度を把握し、環境の保全のための措置（以下「<u>保全対策</u>」という。）の検討に必要な情報を得るため予測を行う。</p> <p>(5) <u>保全対策</u>の検討 予測の結果に基づき、<u>保全対策</u>を検討する。 なお、検討の結果、必要に応じて事業計画の見直し並びに見直した事業計画に係る調査及び予測を行う。</p> <p>(6) 評価 調査、予測及び<u>保全対策</u>の検討の結果に基づき、環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討することにより評価を行う。</p> <p>なお、必要に応じて<u>保全対策</u>を再検討する。</p> <p>(7) 総合評価 <u>第4の2の(1)において選定した項目</u>（以下「<u>選定項目</u>」という。）の<u>それぞれについて</u>、評価結果の相互の関係を検討することにより総合評価を行う。 なお、評価結果の相互の關係に不整合が生ずる場合にあっては、必要に応じて<u>保全対策</u>を再検討する。</p> <p>(8) 事後調査計画の策定 調査、予測、<u>保全対策</u>の検討及び評価の結果に基づき、事後調査の計画（以下「事後調査計画」という。）を策定する。</p> <p>なお、事後調査計画は、事後調査の項目、<u>方法</u>、地域、地点及び期間、時期又は時間帯（以下「<u>期間等</u>」という。）を<u>定める</u>とともに、報告書の作成の時期についても<u>策定する</u>。</p> <p>3 評価書の作成について 準備書についての知事の意見を勘案するとともに、準備書についての<u>意見書に配慮して準備書に記載された次に掲げる事項について再検討し、事業計画を確定する</u>。</p> <p>(1) 対象事業実施区域及びその周囲の概況 (2) 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法 (3) 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果</p>

改正案	現行
<p>(4) <u>環境保全措置</u></p> <p>(5) <u>総合評価の結果</u></p> <p>(6) <u>事後調査計画</u></p> <p>4 <u>事後調査計画書の作成について</u></p> <p><u>事業計画の変更及び周囲の環境の変化を踏まえ、評価書における事後調査計画を見直し、次に掲げる事項を記載した事後調査計画書を作成する。</u></p> <p>(1) <u>事業者又は環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）第2条第5項に規定する事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</u></p> <p>(2) <u>対象事業又は法第2条第4項に規定する対象事業の内容</u></p> <p>(3) <u>事後調査の項目、手法、地域、地点及び期間等</u></p> <p>(4) <u>事後調査報告書の作成時期</u></p> <p>5 <u>事後調査報告書の作成について</u></p> <p>(1) <u>事後調査結果の検討</u></p> <p><u>調査、予測及び評価の結果並びに環境保全措置の効果を検証するため、事後調査計画書に対する知事の意見を勘案した上で、事後調査計画を再検討し、当該計画（事後調査計画書を作成していない場合は、評価書に記載された事後調査計画）に基づき事後調査を行い、その結果を検討する。</u></p> <p><u>事後調査結果と環境影響評価の結果に不整合が生ずる場合にあっては、必要に応じて環境保全措置を見直す。</u></p> <p>(2) <u>事後調査報告書の記載事項</u></p> <p><u>次に掲げる事項を記載した事後調査報告書を作成する。</u></p> <p>ア <u>第4の4の(1)及び(2)に掲げる事項</u></p> <p>イ <u>事後調査の状況</u></p> <p>(ア) <u>事後調査の項目、手法、地域、地点及び期間等</u></p> <p>(イ) <u>事後調査の結果</u></p> <p>(ウ) <u>(イ)に応じて見直した環境保全措置の内容</u></p> <p>ウ <u>環境保全措置の状況</u></p> <p>(ア) <u>工事の実施中において、事後調査の状況に応じて講じられる環境保全措置の状況</u></p> <p>(イ) <u>供用開始後において、実施されるすべての環境保全措置の状況</u></p> <p>エ <u>事後調査計画書に対する知事の意見についての事業者見解</u></p>	<p>(4) <u>保全対策</u></p> <p>(5) <u>総合評価の結果</u></p> <p>(6) <u>事後調査計画</u></p> <p>4 <u>事後調査報告書の作成について</u></p> <p>(1) <u>事後調査</u></p> <p><u>予測及び評価の結果を検証するため、評価書に記載した事後調査計画に基づき、事後調査を行う。</u></p> <p>(2) <u>保全対策の見直し</u></p> <p><u>調査の結果と環境影響評価の結果に不整合が生ずる場合にあっては、必要に応じて保全対策を見直す。</u></p>

改正案	現行
<p>第5 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定</p> <p>1 第4の2の(1)の環境影響評価の項目の選定は、事業特性及び地域特性を勘案の上、対象事業の実施に伴う影響要因が環境要素に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討することにより行い、その結果及び理由を様式にまとめる。<u>この場合において、対象事業の一部として、対象事業実施区域にある工作物の撤去若しくは廃棄が行われる場合、又は当該事業の実施後、当該事業の目的に含まれる工作物の撤去若しくは廃棄が行われることが予定されている場合には、これらの撤去若しくは廃棄に係る影響要因についても整理するものとする。</u></p> <p>2 項目の選定に当たっては、環境に及ぼす影響の程度に応じて次のとおり分類する。</p> <p>(1) 重点化項目（調査、予測及び評価を詳細に行う項目）</p> <p>(2) 標準項目（調査、予測及び評価を標準的に行う項目）</p> <p>(3) 簡略化項目（調査、予測及び評価を簡略化して行う項目）</p> <p>(4) 非選定項目（調査、予測及び評価を行わない項目）</p> <p>3 第4の2の(1)の調査、予測及び評価の手法の選定は、様式にまとめた結果に基づき、選定項目ごとに選定項目の特性及び対象事業が及ぼすおそれがある環境影響の重大性について事業特性及び地域特性を勘案の上、客観的かつ科学的に検討することにより行う。</p> <p>4 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たっての留意事項</p> <p>(1) 地域特性を勘案するに当たっては、当該地域特性が時間の経過に伴って変化するものであることを踏まえること。</p> <p>(2) 環境影響評価の項目の選定、選定項目の分類並びに調査、予測及び評価の手法の選定を行ったときは、その理由を明らかにできるよう整理すること。</p> <p>(3) <u>環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たっては、予備調査により把握した情報を踏まえ、必要に応じて専門家その他の環境影響に関する知見を有する者の助言を受けて行うこと。</u></p> <p>(4) <u>専門家等の助言を受けたときは、その内容及び専門家等の専門分野を明らかにし、整理すること。また、専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めること。</u></p>	<p>第5 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定</p> <p>1 第4の2の(1)の環境影響評価の項目の選定は、事業特性及び地域特性を勘案の上、影響要因が環境要素に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討することにより行い、その結果及び理由を様式にまとめる。</p> <p>2 項目の選定に当たっては、環境に及ぼす影響の程度に応じて次のとおり分類する。</p> <p>(1) 重点化項目（調査、予測及び評価を詳細に行う項目）</p> <p>(2) 標準項目（調査、予測及び評価を標準的に行う項目）</p> <p>(3) 簡略化項目（調査、予測及び評価を簡略化して行う項目）</p> <p>(4) 非選定項目（調査、予測及び評価を行わない項目）</p> <p>3 第4の2の(1)の調査、予測及び評価の手法の選定は、様式にまとめた結果に基づき、選定項目ごとに選定項目の特性及び対象事業が及ぼすおそれがある環境影響の重大性について事業特性及び地域特性を勘案の上、客観的かつ科学的に検討することにより行う。</p> <p>4 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たっての留意事項</p> <p>(1) 地域特性を勘案するに当たっては、当該地域特性が時間の経過に伴って変化するものであることを踏まえること。</p> <p>(2) 環境影響評価の項目の選定、選定項目の分類並びに調査、予測及び評価の手法の選定を行ったときは、その理由を明らかにできるよう整理すること。</p> <p>(3) 調査、予測及び評価の手法の選定に当たっては、予備調査により把握した情報を踏まえ、必要に応じて専門家その他の環境影響に関する知見を有する者の助言を受けて行うこと。</p>
第6 調査	第6 調査

改正案	現行
<p>第4の2の(2)の調査に当たっては、選定項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案して行う。</p> <p>1 調査の内容 調査の内容は、別表第3のとおりとする。</p> <p>2 調査の方法 調査の方法は、別表第3のとおりとし、既存文献等の入手、聞き取り又は現地調査その他の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理し、及び解析する方法とする。 なお、解析結果等により、新たな情報又はより詳細な情報が必要とされる場合にあつては補足調査を行う。</p> <p>3 調査地域 調査の対象とする地域（以下「調査地域」という。）は、別表第3のとおりとし、対象事業の実施により選定項目に関する環境要素に係る環境影響を受けるおそれがある地域又は土地の形状が変更される区域及びその周辺の区域その他の調査に適切な範囲であると認められる地域とする。</p> <p>4 調査地点 調査に当たり一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合における当該地点（以下「調査地点」という。）は、別表第3のとおりとし、調査内容及び特に環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点その他の調査に適切かつ効果的であると認められる地点とする。</p> <p>5 調査期間等 調査に係る期間等（以下「調査期間等」という。）は、別表第3のとおりとし、調査すべき情報の内容を踏まえ、調査に適切かつ効果的であると認められる期間等とする。</p> <p>6 調査に当たっての留意事項 (1) 調査に当たっては、既存文献等の名称、調査の前提条件並びに調査方法、調査地域、調査地点及び調査期間等の設定の根拠等を明らかにし、妥当性が確認できるように整理すること。 また、聞き取りを行った場合にあつては、日時及び相手方等の状況を整理すること。 なお、希少生物の調査情報については、盗掘又は密猟等の防止のため、必要に応じて整理の方法を配慮すること。</p>	<p>第4の2の(2)の調査に当たっては、選定項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案して行う。</p> <p>1 調査の内容 調査の内容は、別表第3のとおりとする。</p> <p>2 調査の方法 調査の方法は、別表第3のとおりとし、既存文献等の入手、聞き取り又は現地調査その他の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理し、及び解析する方法とする。 なお、解析結果等により、新たな情報又はより詳細な情報が必要とされる場合にあつては補足調査を行う。</p> <p>3 調査地域 調査の対象とする地域（以下「調査地域」という。）は、別表第3のとおりとし、対象事業の実施により選定項目に関する環境要素に係る環境影響を受けるおそれがある地域又は土地の形状が変更される区域及びその周辺の区域その他の調査に適切な範囲であると認められる地域とする。</p> <p>4 調査地点 調査に当たり一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合における当該地点（以下「調査地点」という。）は、別表第3のとおりとし、調査内容及び特に環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点その他の調査に適切かつ効果的であると認められる地点とする。</p> <p>5 調査期間等 調査に係る期間等（以下「調査期間等」という。）は、別表第3のとおりとし、調査すべき情報の内容を踏まえ、調査に適切かつ効果的であると認められる期間等とする。</p> <p>6 調査に当たっての留意事項 (1) 調査に当たっては、既存文献等の名称、調査の前提条件並びに調査方法、調査地域、調査地点及び調査期間等の設定の根拠等を明らかにし、妥当性が確認できるように整理すること。 また、聞き取りを行った場合にあつては、日時及び相手方等の状況を整理すること。 なお、希少生物の調査情報については、盗掘又は密猟等の防止のため、必要に応じて整理の方法を配慮すること。</p>

改正案	現行
<p>(2) 調査方法の選定に当たっては、調査実施そのものに伴う環境への影響ができる限り少ないものを選定すること。</p> <p>(3) 調査地域及び調査地点等の設定に当たっては、必要に応じて現地の状況の確認を行うこと。</p> <p>また、調査期間等の設定に当たっては、季節変動又は日変化等の変動を考慮して設定すること。</p>	<p>(2) 調査方法の選定に当たっては、調査実施そのものに伴う環境への影響ができる限り少ないものを選定すること。</p> <p>(3) 調査地域及び調査地点等の設定に当たっては、必要に応じて現地の状況の確認を行うこと。</p> <p>また、調査期間等の設定に当たっては、季節変動又は日変化等の変動を考慮して設定すること。</p>
<p>第7 予測</p>	<p>第7 予測</p>
<p>第4の2の(4)の予測に当たっては、選定項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案して行う。</p>	<p>第4の2の(4)の予測に当たっては、選定項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案して行う。</p>
<p>1 予測の内容</p>	<p>1 予測の内容</p>
<p>予測の内容は、別表第3のとおりとする。</p>	<p>予測の内容は、別表第3のとおりとする。</p>
<p>2 予測の方法</p>	<p>2 予測の方法</p>
<p>予測の方法は、別表第3のとおりとし、環境の状況の変化又は環境への負荷の量を、理論に基づく計算、模型による実験、事例の引用又は解析その他の方法により定量的に把握する方法とする。</p>	<p>予測の方法は、別表第3のとおりとし、環境の状況の変化又は環境への負荷の量を、理論に基づく計算、模型による実験、事例の引用又は解析その他の方法により定量的に把握する方法とする。</p>
<p>選定項目により定量的な把握が困難な場合にあつては、類似例又は経験則等を参考に定性的に把握する方法により行うことができる。</p>	<p>選定項目により定量的な把握が困難な場合にあつては、類似例又は経験則等を参考に定性的に把握する方法により行うことができる。</p>
<p>3 予測地域</p>	<p>3 予測地域</p>
<p>予測の対象とする地域（以下「予測地域」という。）は、調査地域のうちから適切に選定された地域とする。</p>	<p>予測の対象とする地域（以下「予測地域」という。）は、調査地域のうちから適切に選定された地域とする。</p>
<p>4 予測地点</p>	<p>4 予測地点</p>
<p>予測に当たり一定の地点に関する環境の状況の変化を重点的に把握することとする場合における当該地点（以下「予測地点」という。）は、選定項目の特性に応じて保全すべき対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれがある地点、保全すべき対象への環境影響を的確に把握できる地点その他の予測に適切かつ効果的であると認められる地点とする。</p>	<p>予測に当たり一定の地点に関する環境の状況の変化を重点的に把握することとする場合における当該地点（以下「予測地点」という。）は、選定項目の特性に応じて保全すべき対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれがある地点、保全すべき対象への環境影響を的確に把握できる地点その他の予測に適切かつ効果的であると認められる地点とする。</p>
<p>5 予測対象時期等</p>	<p>5 予測対象時期等</p>
<p>予測の対象とする時期、期間又は時間帯（以下「予測対象時期等」という。）は、工事の実施による環境影響が最大になる時期、供用開始後の定常状態及び供用による環境影響が最大になる時期その他の予測に適切かつ効果的であると認められる時期、期間又は時間帯とする。</p>	<p>予測の対象とする時期、期間又は時間帯（以下「予測対象時期等」という。）は、工事の実施による環境影響が最大になる時期、供用開始後の定常状態及び供用による環境影響が最大になる時期その他の予測に適切かつ効果的であると認められる時期、期間又は時間帯とする。</p>
<p>6 予測に当たっての留意事項</p>	<p>6 予測に当たっての留意事項</p>

改正案	現行
<p>(1) 予測は、原則として環境影響がより大きい場合を想定して行うこととし、新規の手法を用いる場合その他の環境影響の予測に関する知見が十分に蓄積されていない場合において、予測の不確実性の程度及び不確実性に係る環境影響の程度を勘案して必要なときは、当該不確実性の内容を明らかにできるようにすること。</p> <p>(2) 予測に当たっては、予測の前提条件並びに予測方法、予測地域、予測地点及び予測対象時期等の設定の根拠等を明らかにし、妥当性が確認できるように整理すること。</p> <p>(3) 予測に当たっては、対象事業以外の事業活動その他の地域の環境を変化させる要因によりもたらされる当該地域の将来の環境の状況（将来の環境の状況の推定が困難な場合又は現在の環境の状況を勘案することがより適切な場合にあっては、現在の環境の状況）を勘案して予測が行われるようにすること。</p>	<p>(1) 予測は、原則として環境影響がより大きい場合を想定して行うこととし、新規の手法を用いる場合その他の環境影響の予測に関する知見が十分に蓄積されていない場合において、予測の不確実性の程度及び不確実性に係る環境影響の程度を勘案して必要なときは、当該不確実性の内容を明らかにできるようにすること。</p> <p>(2) 予測に当たっては、予測の前提条件並びに予測方法、予測地域、予測地点及び予測対象時期等の設定の根拠等を明らかにし、妥当性が確認できるように整理すること。</p> <p>(3) 予測に当たっては、対象事業以外の事業活動その他の地域の環境を変化させる要因によりもたらされる当該地域の将来の環境の状況（将来の環境の状況の推定が困難な場合又は現在の環境の状況を勘案することがより適切な場合にあっては、現在の環境の状況）を勘案して予測が行われるようにすること。</p>
<p>第8 環境保全措置の検討</p>	<p>第8 保全対策の検討</p>
<p>第4の2の(5)の環境保全措置の検討に当たっては、選定項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案して行う。</p>	<p>第4の2の(5)の保全対策の検討に当たっては、選定項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案して行う。</p>
<p>1 環境保全措置の検討</p>	<p>1 保全対策の検討</p>
<p>予測の結果、環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外の場合にあっては、選定項目に係る環境影響について別紙に従い環境保全措置を検討する。</p>	<p>予測の結果、環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外の場合にあっては、選定項目に係る環境影響について別紙に従い保全対策を検討する。</p>
<p>また、国又は地方公共団体による環境の保全の観点からの施策によって、選定項目に係る環境要素に関する基準又は目標（以下「環境基準等」という。）が示されている場合にあっては、当該環境基準等の達成に努めることを目的とする環境保全措置も検討する。</p>	<p>また、国又は地方公共団体による環境の保全の観点からの施策によって、選定項目に係る環境要素に関する基準又は目標（以下「環境基準等」という。）が示されている場合にあっては、当該環境基準等の達成に努めることを目的とする保全対策も検討する。</p>
<p>なお、必要に応じてより良い環境を創造していくための環境保全措置も検討する。</p>	<p>なお、必要に応じてより良い環境を創造していくための保全対策も検討する。</p>
<p>2 環境保全措置の検討に当たっての留意事項</p>	<p>2 保全対策の検討に当たっての留意事項</p>
<p>(1) 検討に当たっては、環境保全措置の内容（検討の経緯等を含む。）、実施期間及び実施主体その他の環境保全措置の実施方法をできる限り具体的に示すとともに、環境保全措置の効果、不確実性の程度、環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれがある環境への影響又は環境保全措置にもかかわらず存在する環境影響の程度を明らかにすること。この場合において、当該検討が段階的に行われている場合には、これらの検討を行った段階ごと</p>	<p>(1) 検討に当たっては、保全対策の内容（検討の経緯等を含む。）、実施期間及び実施主体その他の保全対策の実施方法をできる限り具体的に示すとともに、保全対策の効果、不確実性の程度、保全対策の実施に伴い生ずるおそれがある環境への影響又は保全対策にもかかわらず存在する環境影響の程度を明らかにすること。</p>

改正案	現行
<p><u>に環境保全措置の具体的な内容を明らかにできるように整理すること。</u></p> <p>(2) <u>環境保全措置</u>の選定に当たっては、複数の案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討その他の適切な検討を行うこと。</p> <p>(3) 代償による<u>環境保全措置</u>を講じようとする場合にあっては、回避又は低減による<u>環境保全措置</u>を講じることが困難であることを明確にするとともに、損なわれる環境及び創出される環境それぞれの内容を十分に比較し検討すること。</p> <p>なお、代償による<u>環境保全措置</u>の効果及び実施が可能と判断した根拠を可能な限り具体的に明らかにすること。</p>	<p>(2) <u>保全対策</u>の選定に当たっては、複数の案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討その他の適切な検討を行うこと。</p> <p>(3) 代償による<u>保全対策</u>を講じようとする場合にあっては、回避、<u>最小化</u>、<u>修正</u>又は低減による<u>保全対策</u>を講じることが困難であることを明確にするとともに、損なわれる環境及び創出される環境それぞれの内容を十分に比較し検討すること。</p> <p>なお、代償による<u>保全対策</u>の効果及び実施が可能と判断した根拠を可能な限り具体的に明らかにすること。</p>
<p>第9 評価</p> <p>第4の2の(6)の評価に当たっては、選定項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案して行う。</p> <p>1 評価の方法</p> <p>(1) 評価の方法は、事業者が実行可能な範囲内で、環境に対する影響の緩和について別紙に従いできる限り配慮されているかどうかを検討する方法とする。</p> <p>なお、評価に係る根拠及び検討の経緯を明らかにできるように整理する。</p> <p>(2) 評価に当たって事業者自ら設定した目標等に係る考え方を明らかにするとともに、環境基準等が示されている場合にあっては、当該環境基準等との間に整合が図られているかどうかについても検討する。</p> <p>2 評価に当たっての留意事項</p> <p>評価は、必要に応じて対象事業以外による<u>環境保全措置</u>も勘案できることとするが、その場合にあっては当該措置の確実性を確認するとともに内容を明らかにすること。</p>	<p>第9 評価</p> <p>第4の2の(6)の評価に当たっては、選定項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案して行う。</p> <p>1 評価の方法</p> <p>(1) 評価の方法は、事業者が実行可能な範囲内で、環境に対する影響の緩和について別紙に従いできる限り配慮されているかどうかを検討する方法とする。</p> <p>なお、評価に係る根拠及び検討の経緯を明らかにできるように整理する。</p> <p>(2) 評価に当たって事業者自ら設定した目標等に係る考え方を明らかにするとともに、環境基準等が示されている場合にあっては、当該環境基準等との間に整合が図られているかどうかについても検討する。</p> <p>2 評価に当たっての留意事項</p> <p>評価は、必要に応じて対象事業以外による<u>環境保全のための措置</u>も勘案できることとするが、その場合にあっては当該措置の確実性を確認するとともに内容を明らかにすること。</p>
<p>第10 事後調査計画</p> <p>第4の2の(8)の事後調査計画の策定に当たっては、<u>調査、予測、環境保全措置の検討及び評価の結果を踏まえて行う。</u></p> <p>1 事後調査の目的</p> <p>事後調査は、予測の不確実性の程度が大きい選定項目について<u>環境保全措置</u>を講じることとする場合、効果に係る知見が不十分な<u>環境保全措置</u>を講じることとする場合又は工事中若しくは供用後において<u>環境保全措置</u>の内容をより詳細なものにする場合等において、予測及び評価の検証を行うことによ</p>	<p>第10 事後調査</p> <p>第4の4の(1)の事後調査に当たっては、<u>選定項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案して行う。</u></p> <p>1 事後調査の目的</p> <p>事後調査は、予測の不確実性の程度が大きい選定項目について<u>保全対策</u>を講じることとする場合、効果に係る知見が不十分な<u>保全対策</u>を講じることとする場合又は工事中若しくは供用後において<u>保全対策</u>の内容をより詳細なものにする場合において、予測及び評価の検証を行うことにより、適切な<u>保全</u></p>

改正案	現行
<p>り、適切な<u>環境保全措置</u>を講ずることを目的とする。</p> <p>2 事後調査の項目 <u>調査、予測及び評価の結果の不確実性が高い項目、環境保全措置の効果が不確実な項目又は工事中若しくは供用後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする項目を、環境影響の重大性に応じて選定する。</u></p> <p>3 事後調査の手法 <u>環境影響評価の結果との比較検討ができる手法を選定する。</u></p> <p>4 事後調査の地域及び地点 <u>環境影響評価の結果との比較検討ができる地域及び地点を選定する。</u></p> <p>5 事後調査の期間等 <u>環境影響評価の結果との比較検討ができる期間等を選定するが、必要に応じてその他の期間等の状況も把握する。</u></p> <p>6 事後調査計画の策定に当たっての留意事項 <u>(1) 事後調査計画の策定に当たっては、地域特性が時間の経過に伴って変化するものであることを踏まえること。</u> <u>(2) 事後調査の項目及び手法の選定を行ったときは、その理由を明らかにできるようにすること。</u> <u>(3) 事後調査の項目及び手法の選定に当たっては、必要に応じて専門家その他の環境影響に関する知見を有する者の助言を受けて行うこと。</u> <u>(4) 専門家等の助言を受けたときは、その内容及び専門家等の専門分野を明らかにし、整理すること。また、専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めること。</u> <u>(5) 事後調査の手法の選定に当たっては、調査実施そのものに伴う環境への影響ができる限り少ないものを選定すること。</u></p> <p>第11 事後調査結果の検討 <u>第4の5の(1)の事後調査結果の検討に当たっては、第10により策定した事後調査計画に基づいて行った事後調査の結果により、必要に応じて環境保全措置を講じることとする。</u></p> <p>1 事後調査結果の検証 <u>事後調査結果と予測及び評価の結果との比較及び環境保全措置の効果の検証をすることにより、環境影響の程度及び環境保全措置の実効性等を明らか</u></p>	<p><u>対策を講ずることを目的とする。</u></p> <p>2 事後調査の項目の<u>選定</u> <u>事後調査は、予測及び評価の結果の不確実性が高い項目、保全対策の効果が不確実な項目又は工事中若しくは供用後において保全対策の内容をより詳細なものにする項目を、環境影響の重大性に応じて選定する。</u></p> <p>3 事後調査の<u>方法</u> <u>事後調査は、環境影響評価の結果との比較検討ができる方法により行う。</u></p> <p>4 事後調査の地域及び地点 <u>事後調査は、環境影響評価の結果との比較検討ができる地域及び地点において行う。</u></p> <p>5 事後調査の期間等 <u>事後調査は、環境影響評価の結果との比較検討ができる期間等とするが、必要に応じてその他の期間等の状況も把握する。</u></p> <p>6 事後調査に当たっての留意事項 <u>(1) 比較検討の結果、環境影響評価の結果と異なる場合にあっては、その原因を究明し、必要に応じて保全対策の見直し並びに見直した保全対策に係る予測及び評価を行うこと。</u> <u>(2) 事後調査の方法の選定に当たっては、調査実施そのものに伴う環境への影響ができる限り少ないものを選定すること。</u></p>

改 正 案	現 行
-------	-----

にすることとする。

2 原因の究明

事後調査の結果が、予測及び評価の結果と乖離している場合、並びに環境保全措置の効果が見られない場合はその原因を調査する。その際、必要に応じて追加的に調査を行うものとする。

3 環境保全措置の検討

原因の究明の結果、対象事業の実施等に起因することが判明した場合には、必要に応じて環境保全措置を見直し、見直した環境保全措置に係る予測及び評価を行う。なお、環境の状況が人の健康に重大な被害を生じるおそれがある場合など緊急を要する場合には、直ちに環境保全措置を講ずる。

別表第 1

環境影響評価の対象とする環境要素

大区分	中区分	小区分
環境の構成要素の良好な状態の保持	大気質	具体的な環境要素
	騒音	
	振動	
	低周波音	
	悪臭	
	水質	
	水象	
	土壌汚染	
	地盤沈下	
地形・地質		
生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全	植物	
	動物	
	生態系	
快適環境の保全・創造	景観	
	触れ合い活動の場	
	文化財	
環境への負荷の低減	廃棄物等	
	温室効果ガス等	

別表第 1

環境影響評価の対象とする環境要素

大区分	中区分	小区分
環境の構成要素の良好な状態の保持	大気質	具体的な環境要素
	騒音	
	振動	
	低周波音	
	悪臭	
	水質	
	水象	
	土壌汚染	
	地盤沈下	
地形・地質		
生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全	植物	
	動物	
	生態系	
快適環境の保全・創造	景観	
	触れ合い活動の場	
	文化財	
環境への負荷の低減	廃棄物等	
	温室効果ガス等	

改正案		
その他	その他の環境要素	日照障害、電波障害、 風害、光害

別表第2

予備調査に係る項目

項目	調査の内容	
自然的状況	気象の状況	風向、風速、気温及び降水量等
	水象の状況	河川、湖沼、地下水及び温泉等
	地象の状況	地形、地質、注目すべき地形・地質及び災害履歴等
	動植物及び生態系の状況	動植物の生息、生育、分布及び注目すべき種並びに重要な自然環境のまとまりの場合等
	自然環境の総合的な状況	気象、水象、地象、動植物及び生態系等の状況を踏まえた自然環境の総合的な特性等
	景観・文化財の状況	景観資源、文化財等
	触れ合い活動の場の状況	野外レクリエーションの場等（利用状況等を含む。）
	大気質・水質等の状況	大気質、騒音、振動、低周波音、悪臭、水質、土壌汚染及び地盤沈下等（苦情を含む。）
	その他の状況	日影、テレビ電波、照明環境及び風害等（苦情を含む。）
社会的状況	人口及び産業の状況	人口（分布、動態等）、主な産業及び産業構造等
	交通の状況	道路及び鉄道等
	土地利用の状況	土地利用（森林、農地及び住宅等）及び都市計画
	環境保全についての配慮が必要な施設の状況	学校、病院及び福祉施設等
	水域の利用状況	河川、湖沼及び地下水の利用並びに漁場等
	環境整備の状況	上・下水道及び廃棄物処理等
	法令による指定及び規制等の状況	自然環境保全に係る地域、公害防止に係る地域及び災害防止に関する地域指定等

現 行

別表第2

予備調査に係る項目

項目	調査の内容	
自然的状況	気象の状況	風向、風速、気温及び降水量等
	水象の状況	河川、湖沼及び地下水等
	地象の状況	地形、地質、注目すべき地形・地質及び災害履歴等
	動植物の状況	動植物の生息、生育、分布及び注目すべき種等
	自然環境の総合的な状況	気象、水象、地象、動植物等の状況を踏まえた自然環境の総合的な特性等
	景観・文化財の状況	景観資源、文化財等
	触れ合い活動の場の状況	野外レクリエーションの場等
	大気質・水質等の状況	大気質、騒音、振動、低周波音、悪臭、水質、土壌汚染及び地盤沈下等（苦情を含む）
社会的状況	人口及び産業の状況	人口（分布、動態等）、主な産業及び産業構造等
	交通の状況	道路及び鉄道等
	土地利用の状況	森林、農地及び住宅等
	環境保全についての配慮が必要な施設の状況	学校及び病院等
	水域の利用状況	河川、湖沼及び地下水の利用並びに漁場等
環境整備の状況	上・下水道及び廃棄物処理等	
法令による指定及び規制等の状況	自然環境保全に係る地域、公害防止に係る地域及び災害防止に関する地域指定等	

改正案		現行	
地域の環境に係る方針等の状況	地域の基本計画等における環境に係る方針及び開発動向等	地域の環境に係る方針等の状況	地域の基本計画等における環境に係る方針及び開発動向等
別紙	別紙	別紙	別紙
環境に対する影響緩和（ミティゲーション）について		環境に対する影響緩和（ミティゲーション）について	
環境影響評価において、環境に対する影響の緩和を考慮するに当たっては、次に示す考え方にに基づき、回避、低減及び代償の順に検討する。		環境影響評価において、環境に対する影響の緩和を考慮するに当たっては、次に示す考え方にに基づき、回避、 <u>最小化、修正</u> 、低減及び代償の順に検討する。	
1 回避	全部又は一部を行わないこと等により、影響を回避する。	1 回避	全部又は一部を行わないこと等により、影響を回避する。
(削る。)		2 最小化	<u>実施規模又は程度を制限すること等により、影響を最小化する。</u>
(削る。)		3 修正	<u>影響を受けた環境を修復、回復又は復元すること等により、影響を修正する。</u>
(削る。)		4 低減	<u>継続的な保護又は維持活動を行うこと等により、影響を低減する。</u>
(削る。)		5 代償	代用的な資源若しくは環境で置き換えたり、又は提供すること等により、影響を代償する。
2 低減	<u>実施規模若しくは程度を制限すること又は発生した影響を何らかの手段で軽減若しくは消失させることにより、影響を低減する。</u>		
3 代償	代用的な資源若しくは環境で置き換えたり、又は提供すること等により、影響を代償する。		